淡路市若年者の在宅ターミナルケア支援事業

淡路市では、若年者の末期がん患者の方が住み慣れた自宅等で安心して日常生活が送れるよう、在宅における生活を支援し、患者及びその家族の負担の軽減を図ることを目的とした「淡路市若年者の在宅ターミナル支援事業」を実施します。

若年の末期がん患者の方が利用する訪問介護サービス、福祉用具貸与に対して、その利用料の一部を助成(償還払)します。

対象者(以下すべてに該当される方)

- 18歳以上40歳未満の淡路市に住所を有する方(※18歳以上20歳未満の小児慢性特定疾病医療費助成制度を利用している方は除く)
- ・医師から一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態 (がん末期)と診断された方で、在宅生活への支援及び介護が必要な方 ※他の制度において同様のサービス利用することができる場合、この制度の対象にな りません。

訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが日常生活の介護や家事援助を行います。

- 身体介護(食事・清拭・入浴・排泄・体位変換・移動・服薬等の介助)
- ・生活援助(調理・洗濯・掃除・買い物、衣服の整理、ベッドメイキング等の介助)
- 通院 外出介助

福祉用具貸与

車いす (附属品含む)・ベッドー式・エアマット・体位変換器・手すり・スロープ・ 歩行器・歩行補助杖・移動用リフト (吊り具の部分を除く)・自動排泄処理装置

助成額 助成対象期間等

- 1か月あたりのサービス利用料に対し上限6万円を基準とし、サービス利用料の9割相当額を助成します。
 - ※ いったんは、全額を負担していただきます。
 - ※ 淡路市からの助成額については、1か月あたり最大で5万4千円となります。 助成額を上回る利用料等については、本人の負担になります。
- 訪問介護サービスの利用料の助成は週3回まで
- 事前に申請のうえ、利用決定通知を受けた日以降に利用したサービス等が助成対象 となります。

淡路市若年者の在宅ターミナルケア支援事業申請の流れ

1. 健康増進課に相談

申請を希望される場合は、事前に健康増進課にご相談ください。相談の後、申請書類(申請書・かかりつけ医師意見書等)をお渡しいたします。

2. 利用申請

申請書と医師の意見書を健康増進課に提出して下さい(郵送可)

<提出書類>

- ・ 淡路市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用申請書(様式1)
- かかりつけ医師意見書(様式2)
- ※医師意見書の作成料は利用者負担になります。

3. 利用決定の通知

申請内容を審査し、決定通知を郵送します。(窓口受け取り可)

4. 訪問介護サービス、福祉用具貸与の利用

介護サービス事業者と契約を行い、サービス利用を開始してください。

5. サービス利用料の支払い

介護サービス事業者から請求された額をいったん支払って下さい。

支払いの際には必ず「領収書」とサービス内容・利用回数・金額が明記された「サービス利用明細書」をサービス事業者に発行してもらってください。

6. サービス利用料の請求

請求書と領収書・利用明細書を健康増進課へ提出してください。(郵送可)

<提出書類>

- ・ 淡路市若年者の在宅ターミナルケア支援事業助成金交付請求書 (様式6)
- サービス利用を受けた事業者発行の領収書
- ・サービス利用を受けた事業者のサービス内容・回数・金額が記載された明細書

7. 審査、申請者への支払い

申請内容を審査し、指定の口座に助成金を振り込みます。

※請求金額は5万4千円を上限としてサービス利用料から自己負担分(1割相当額)を除いた額を 請求してください。

※請求については、サービス終了後一括又は、サービス期間中の月単位で請求することができます。

申請及び問合せ窓口

淡路市健康福祉部健康増進課

〒656-2292 淡路市生穂新島8番地

TEL 0799-64-2541

FAX 0799-64-2529